

JIS

耐熱強化ガラス

JIS R 3223 : 2017

(FGMAJ/JSA)

平成 29 年 3 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|---|
| (委員長) | 伊藤 弘 | 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター |
| (委員) | 尾崎 俊文 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| | 嘉藤 鋭 | 独立行政法人住宅金融支援機構 |
| | 加藤 信介 | 東京大学 |
| | 川上 修 | 一般財団法人建材試験センター |
| | 橋高 義典 | 首都大学東京 |
| | 清野 明 | 一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社) |
| | 棚野 博之 | 国立研究開発法人建築研究所 |
| | 長島 一郎 | 一般社団法人日本建設業連合会 (大成建設株式会社) |
| | 西野 加奈子 | 一般社団法人建築・住宅国際機構 |
| | 服部 幸夫 | 断熱・保温規格協議会 |
| | 藤野 珠枝 | 主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所) |
| | 村川 まり子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター) |
| | 本橋 健司 | 一般社団法人日本建築学会 (芝浦工業大学) |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原 案 作 成 者：板硝子協会

(〒108-0074 東京都港区高輪 1-3-13 NBF 高輪ビル TEL 03-6450-3926)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|-----------------------|-----|
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 用語及び定義 | 1 |
| 4 種類及び記号 | 2 |
| 5 品質 | 3 |
| 5.1 外観 | 3 |
| 5.2 反り | 3 |
| 5.3 耐熱強化ガラスのエッジ強度 | 3 |
| 5.4 熱線反射耐熱強化ガラス | 4 |
| 6 寸法及び許容差 | 4 |
| 6.1 辺の長さの単位 | 4 |
| 6.2 厚さ及びその許容差 | 4 |
| 6.3 一辺の長さの許容差 | 5 |
| 7 材料板ガラス | 5 |
| 8 防火性 | 5 |
| 9 試験方法 | 6 |
| 9.1 外観試験 | 6 |
| 9.2 厚さの測定 | 6 |
| 9.3 辺の長さの測定 | 6 |
| 9.4 反りの測定 | 6 |
| 9.5 エッジ強度試験 | 7 |
| 9.6 表面圧縮応力の測定 | 8 |
| 9.7 熱線反射耐熱強化ガラスの品質の試験 | 9 |
| 9.8 防火性の試験 | 9 |
| 10 検査 | 12 |
| 11 包装 | 12 |
| 12 エッジの保護 | 12 |
| 13 表示 | 12 |
| 13.1 製品表示 | 12 |
| 13.2 性能表示 | 12 |
| 解 説 | 13 |

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、板硝子協会（FGMAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

耐熱強化ガラス

Tempered fire resistance glass

1 適用範囲

この規格は、建築用防火設備として用いる、長方形又は正方形の耐熱強化ガラスについて規定する。複層ガラス、合わせガラス及び合わせ複層ガラスを構成する耐熱強化ガラスもこの規格の適用範囲に含む。

注記 耐熱強化ガラスとは、ソーダ石灰ガラスを材料板ガラスとして切断後にエッジを特殊研磨し、熱処理してガラス表面に強い圧縮応力層をつくり、エッジの破壊強度を増加させて耐熱割性を高め、防火用に使用できるようにしたガラスである。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1304 建築構造部分の耐火試験方法
- JIS A 5430 繊維強化セメント板
- JIS B 7502 マイクロメータ
- JIS B 7512 鋼製巻尺
- JIS B 7516 金属製直尺
- JIS C 1605 シース熱電対
- JIS R 3106 板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法
- JIS R 3202 フロート板ガラス及び磨き板ガラス
- JIS R 3203 型板ガラス
- JIS R 3208 熱線吸収板ガラス
- JIS R 3209 複層ガラス
- JIS R 3221 熱線反射ガラス
- JIS R 3222 倍強度ガラス

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

フロート耐熱強化ガラス

フロート板ガラス、磨き板ガラス、熱線吸収フロート板ガラス又は熱線吸収磨き板ガラスを材料板ガラスとする耐熱強化ガラス。フロート板ガラス及び磨き板ガラスは JIS R 3202 に、熱線吸収フロート板ガラス及び熱線吸収磨き板ガラスは JIS R 3208 に、それぞれ規定されている。